

## 【給水装置工事主任技術者選任・解任書類】

- 新たに指定を受けたとき（指定から2週間以内）
- 給水装置工事主任技術者が欠けたとき（欠けた日から2週間以内）
- 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき（遅滞なく：30日以内）
- 事業所を新設又は閉鎖したとき
  - 1 主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
  - 2 主任技術者免状の写し（選任の場合のみ）

## 指定給水装置工事事業者【廃止・休止・再開書類】

- 事業の廃止・休止（廃止・休止から30日以内）
- 事業の再開（再開から10日以内）
  - 1 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
  - 2 指定書（廃止・休止の場合）

山武郡市広域水道企業団 業務課給水検査班  
電話0475-55-7853  
FAX 0475-55-7857

様式第 3(第 22 条関係)

## 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

山武郡市広域水道企業団  
企業長 殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任  
解任 の届出をします。

| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称         |                        |           |
|---------------------------------|------------------------|-----------|
| 上記事業所で選任・解任する<br>給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任<br>技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
|                                 |                        |           |

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。